

移転価格(TP)対応要否の簡易チェックリスト

No	チェック項目	判定 (Yes/No)	補足
1	国外関連者(海外の50%以上の資本関係又は実質支配関係があるグループ企業)との取引が存在する		該当企業は原則TP対応(ローカルファイル/それに相当する文書の作成など)が求められる。外資内資不問。また、商品、サービスのほか、貸付・保証等の金融取引、また(第三者間であれば対価の授受が想定されるが)金銭的な対価を受け取っていない場合も含む(但し、資本取引は除く)。
2	過去移転価格対応を行ったことが一度もない		課税リスク蓋然性の判断要素。課税余地がないと考えていて意図的に対応していないのか、TP調査対応経験や関連知見がないため対応機会がなかったのか等、見極めが必要。
3	前回の税務調査で海外取引について質問を受けた又は更正処分を受けた		課税リスク蓋然性の判断要素。該当する場合、当局の関心度の高さが伺えるため、次回調査に向けた準備を要検討。
4	国外関連者の売上高営業利益率が日本側よりも高い		課税リスク要因。
5	国外関連者との取引が明らかに第三者と異なる条件(特に取引価格)で行われてる、あるいは取引額が当該企業にとって相当額となっていたり、相当額になる見込みがある		課税リスク要因。 相当額は各社判断だが、例えば、取引額の算定基準額(e.g. 対象商品の対顧客売上高)×仮想調整額3%×5年の更正所得を想定したとき看過できるか等で検討。 なお、日本側が過分に対価を得ている場合、日本側でTP課税リスクはないが、海外側でリスクとなる(その場合、本社主導の対応を推奨)。

#1がNoであれば対応不要。Yesの場合は原則移転価格対応が推奨されます。

#2,3がYesの場合、少なくとも現状のリスクレベルを把握するための検討の実施が推奨されます。

#4,5がYesの場合、リスク低減に向けた本格的な取り組み(文書化、価格設定の変更など)が推奨されます。

※用語の定義等、詳細のご案内が必要な場合にはお知らせください。